

2026年6月17日

各位

株式会社北洋銀行

## 信託業務の兼営認可取得について ～道内に本店を置く金融機関として初～

北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、2026年6月17日、北海道内に本店を置く金融機関として初めて「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条」に基づく信託業務の兼営認可を取得いたしましたので、お知らせいたします。

長寿化の進展とともに「人生100年時代」を迎え、個人のお客さまの老後における金融資産の管理や承継のニーズがますます高まっています。これまで当行は、信託代理店・業務提携方式で他の信託銀行や信託会社等の商品を通じた相続・信託関連サービスを提供していましたが、このたびの認可を受けて、2026年7月(予定)から、北洋銀行本体で信託業務の取扱いを開始することになりました。これにより、お客さまにとって最適なソリューションをワンストップで提供できるようになります。

当行は今後とも、お客さまの多様化する相続・信託関連ニーズに幅広くお応えしていくため、より良い商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

### 1.取扱商品

取扱商品	概要
ほくよう遺言代用信託	相続発生時に、簡単なお手続きであらかじめ指定されたお受取人さまが、お客さま(被相続人)から信託されたご資金を受け取れる商品
代理出金特約	認知症等の意思能力の低下に備え、あらかじめ指定された受益者代理人さまによる払い出しが可能となる特約
ほくよう暦年贈与型信託	簡単なお手続きで、毎年、指定された条件に基づいてご家族へ贈与することができる商品
遺言代用特約	相続発生時に、簡単なお手続きであらかじめ指定されたお受取人さまが、お客さま(被相続人)から信託されたご資金を受け取れる特約

※具体的な取扱開始日およびサービスの詳細な内容は、決定次第お知らせいたします。

### 2.取扱店舗

東京支店・千歳空港出張所・札幌医大病院出張所・ほくくーTouch イオンモール札幌平岡を除く全店

以上